

# ひろしま公園活性化プラン

～将来にわたって愛され続ける公園であるために～

令和4年3月

広島県

## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>ひろしま公園活性化プランについて</b> .....	<b>1-1</b>
1-1	県内の都市公園の状況.....	1-1
1-2	対象公園.....	1-3
1-3	策定の趣旨.....	1-4
1-4	位置付け.....	1-4
1-5	計画期間.....	1-5
<b>第 2 章</b>	<b>県立 3 公園の現状と特性</b> .....	<b>2-1</b>
2-1	みよし公園の現状と特性.....	2-1
2-2	びんご運動公園の現状と特性.....	2-8
2-3	せら県民公園の現状と特性.....	2-16
<b>第 3 章</b>	<b>社会情勢の変化</b> .....	<b>3-1</b>
3-1	考慮すべき変化.....	3-1
3-2	重視すべき変化.....	3-6
<b>第 4 章</b>	<b>目指す姿と課題</b> .....	<b>4-1</b>
4-1	あるべき姿（30年後）.....	4-1
4-2	目指す姿（10年後）.....	4-2
4-3	現状から手立てを講じない場合と目指す姿とのギャップ.....	4-3
4-4	目指す姿の実現に向けた課題.....	4-4
<b>第 5 章</b>	<b>基本方針と取組の方向、具体的な取組</b> .....	<b>5-1</b>
5-1	ターゲット層の設定と志向分析.....	5-1
5-2	基本方針と取組の方向、具体的な取組.....	5-6
<b>第 6 章</b>	<b>公園活性化に向けたアクション</b> .....	<b>6-1</b>
<b>資料編（別冊）</b>		
1	公園利用の現状.....	資料 1-1
2	アンケート調査結果.....	資料 2-1
3	用語解説.....	資料 3-1
4	公園活性化協議会について.....	資料 4-1

# 第1章 ひろしま公園活性化プランについて

## 1-1. 県内の都市公園の状況

### (1) 県内の都市公園

県内における公園整備は、戦後の復興計画に基づいて公園事業が進められましたが、その後の財政事情もあって公園の整備は失業対策事業などにより緑化事業を中心に進められ、公園面積や箇所数の急増などは見られませんでした。

その後、経済の高度成長や昭和47年から始まった国の都市公園等整備5か年計画を契機として徐々に整備が進み、平成7年4月に中国地方では初めての国営公園として、備北丘陵公園が開設されるなど、県内の都市公園の整備拡充が図られました。

本県の都市公園整備状況は、令和元年度末現在、都市計画区域を有する20市町の内19市町において都市公園が設置されており、開設公園は3,203箇所、2,963ha、都市計画区域内人口一人当たりの公園面積11.4㎡/人で、全国平均(10.6㎡/人)をやや上回っています。

全国水準に比べ数値の低かった総合公園、運動公園については、アジア競技大会(平成6年)、国民体育大会(平成8年)等の開催を経て都市公園整備が進み、広域公園を含めた多くの公園が新たに開設されるなど、整備水準が大きく向上しました。

都市公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、今後も住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置していくとともに、都市公園等のオープンスペースをイベントやオープンカフェなど、地域の賑わいやまちづくりの拠点として、有効に活用していく必要があります。

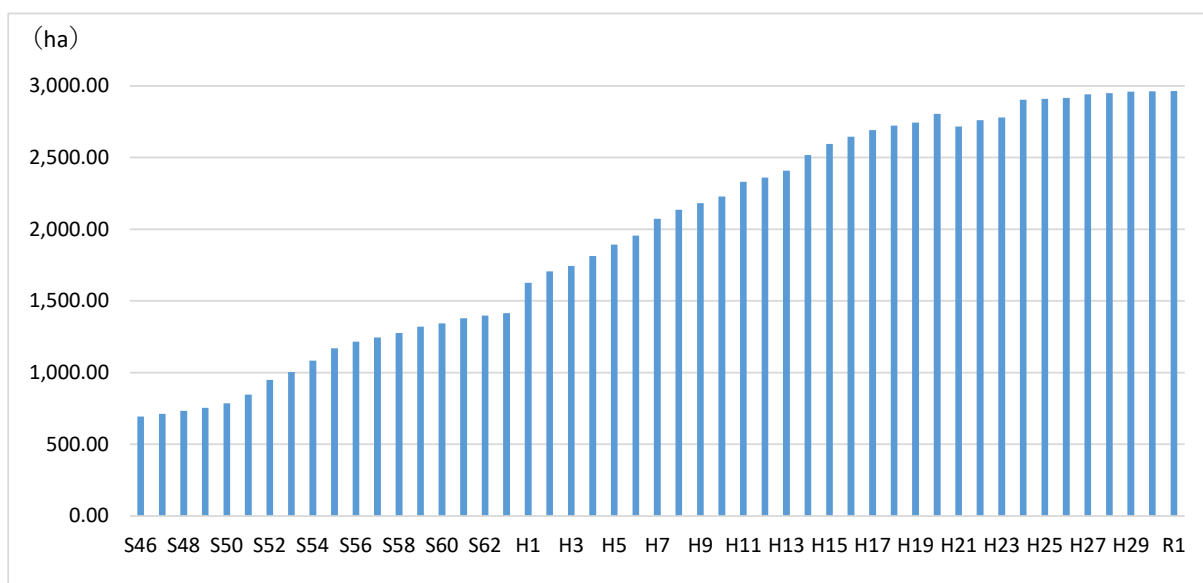


図 1-1 広島県内の都市公園面積の推移

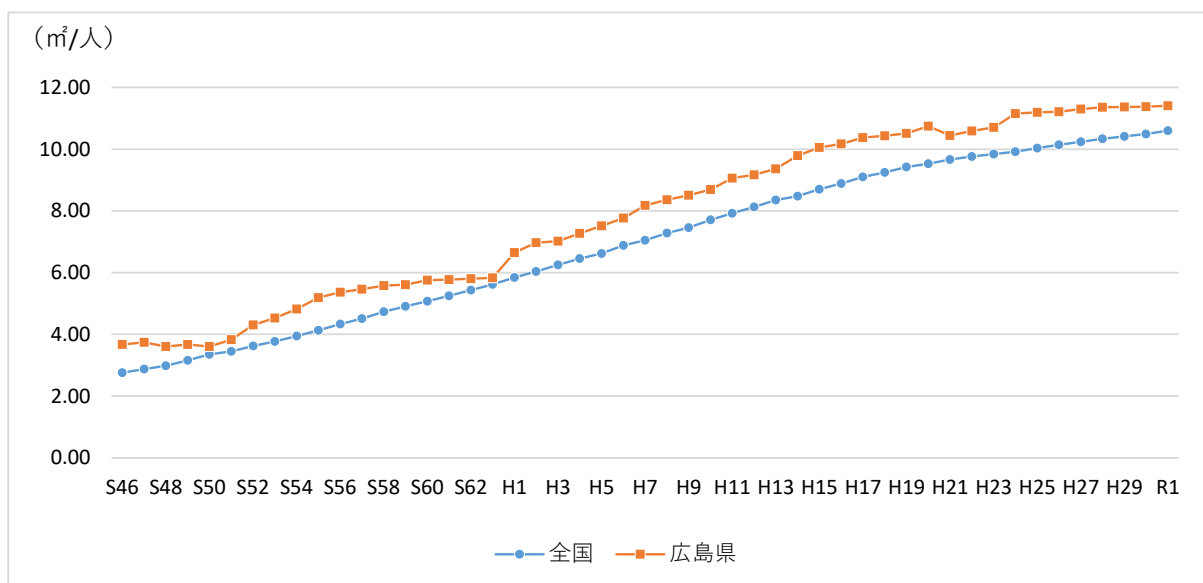


図 1-2 都市計画区域内人口一人当たりの公園面積の推移 (全国, 広島県)

表 1-1 公園種別整備状況 (全国, 広島県)

		全国		広島県	
		都市公園面積 (ha)	1人当たり面積 (m²/人)	都市公園面積 (ha)	1人当たり面積 (m²/人)
住区基幹 公園	街区公園	14,327.61	1.20	408.85	1.57
	近隣公園	10,477.00	0.87	221.39	0.85
	地区公園	8,629.98	0.72	145.33	0.56
都市基幹 公園	総合公園	26,174.17	2.18	433.10	1.67
	運動公園	12,931.33	1.08	294.96	1.14
大規模 公園	広域公園	15,154.65	1.27	291.15	1.12
	レクリエーション都市	568.81	0.05	0.00	0.00
特殊公園		13,811.97	1.15	660.15	2.54
国営公園		4,305.29	0.36	338.80	1.30
都市緑地等		20,392.66	1.70	168.84	0.65
合計		126,773.47	10.58	29,62.57	11.41

※1人当たり面積は、都市計画区域内人口一人当たりの公園面積を示す

出典：国土交通省「令和元年度末都市公園等整備現況調査」

## (2) 県立の都市公園

県立の都市公園は、明治6年の太政官布達（日本で初めての公園設置に関する法律）によって、同年6月に広島県厳島公園が、同年10月に鞆公園が開設されたことに始まります。

これは、従来から景勝地として多くの人々に親しまれてきたものをそのまま都市公園として指定したものであり、鞆公園及び厳島公園は、その後、瀬戸内海国立公園として指定され、厳島公園は、昭和31年の都市公園法制定によって、宮島公園として広島県を代表する都市公園となって現在に受け継がれています。また、昭和31年の都市公園法制定によって「宮島公園」（特殊公園（風致公園））と同様に都市公園として指定された県立の都市公園には、「縮景園」（特殊公園（歴史公園））、「広島県総合グランド」（運動公園）があります。

その後、昭和55年9月には、県民の緑化への意識の高揚と知識の普及を図り、安らぎと潤いのある公園として、緑化に関する指導機関と緑化に関する見本の提供、緑化相談所を兼ねた「広島緑化植物公園」（広域公園）を開設し、平成27年度からは、県立緑化センター及び広島市森林公園と連携した運営を開始しています。

また、高度経済成長期以降、県民の余暇活動やレクリエーションに対する意識が高まる中で、県民のレクリエーション活動の広域化や多様化傾向に対応するため、県立の都市公園（広域公園）を整備することとして、平成3年10月に「県立みよし公園」、平成5年10月に「県立びんご運動公園」、平成18年4月には「県立せら県民公園」を順次開設し、現在の状況となっています。

### 1-2. 対象公園

本プランの対象は県立の都市公園のうち、広域のレクリエーション需要を充足するために整備された、3つの広域公園である「県立みよし公園」、「県立びんご運動公園」、「県立せら県民公園」とします。このプランでは、この3つの広域公園を総称して「県立3公園」といいます。

県立3公園の位置は以下に示すとおりです。



図 1-3 対象公園（県立3公園）の位置

### 1-3. 策定の趣旨

県立3公園内の各施設については、開園からの経過年数（15～30年）に応じて老朽化対策を実施すべき施設が増加する一方で、投資できる予算は限られており、公園修繕方針に基づき計画的な維持管理を推進していますが、今後は、更に戦略的に運営・管理していく必要があります。

また、整備当初からの年数の経過や新型コロナウイルスの影響に伴う環境の変化などにより、公園に対する価値観や利用者ニーズが変化していることから、利用頻度の低い施設や未利用地等の有効活用が求められています。

このため、施設の老朽化や利用者のニーズの変化を踏まえた既存ストックの機能向上を図り、魅力的で持続可能な公園を実現することを目的に設置した公園活性化協議会での議論を踏まえ、公園経営の観点を考慮しつつ、今後の戦略的な運営・管理の方針として本プランを取りまとめました。

策定にあたっては、利用状況や特性の分析、ニーズ調査等によって現状を把握し、30年後の「あるべき姿」を想定して10年後の「目指す姿」を設定し、「目指す姿」と現状とのギャップから「取組の方向」を整理しています。

### 1-4. 位置付け

本プランは、県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す広島県の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の公園分野の計画であり、県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めた「都市計画区域マスタープラン」を上位計画として位置付けています。

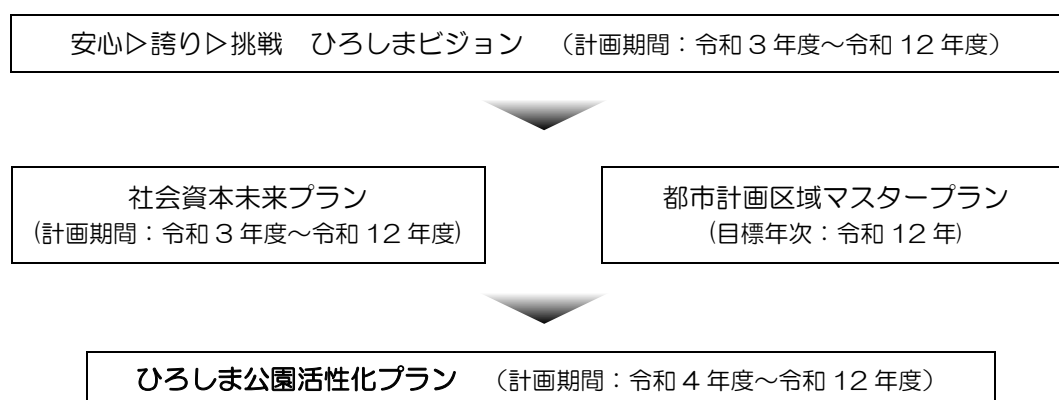


図 1-4 本プランの位置づけ

## 1-5. 計画期間

本プランの計画期間は、上位計画の計画期間を踏まえ、令和4年度（2022）～令和12年度（2030）とします。

なお、本プランでは、短期を令和4年度～令和7年度、中期を令和8年度～令和12年度、長期を令和13年度以降のように区分します。



図 1-5 本プランの計画期間

### コラム 都市公園事業とは

出典) 広島県ホームページ

一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域制公園に大別されます。営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表されます。この都市公園とは、計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町村がその土地や物件についての所有権などの権利を取得したうえで、公園として整備管理するものです。

また、地域制公園は、自然公園法に基づく自然公園に代表されるように、国または地方公共団体が、一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し、土地利用の制限及び一定行為の禁止や制限によって、自然景観を保全することを主な目的としています。